

別表（第3条関係）

育児用品等

対象区分	分類	品目
育児用品	授乳関連用品	粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等
	衛生用品	おしりふき、ベビークリーム等
	外出用品	チャイルドシート、ベビーカー等
	備品	ベビーベッド、ハイローチェア、空気清浄機、寝具等
	玩具、絵本	幼児用玩具、絵本等
時短家電	家事関連用品	洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機、食器洗い乾燥機
	調理関連用品	オーブンレンジ、トースター、炊飯器、自動調理器（電気圧力鍋、電動ポット等）、フードプロセッサー
省エネ家電	生活関連用品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、エアコン、照明器具、温水機器

注1 省エネ家電は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第165条の規定による統一省エネラベル2つ星以上の家電製品（資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に多段階評価点が掲載されている製品又はそれらと同等の省エネ性能が認められる製品に限る。）を対象とする。

2 エアコンにあつては、新基準（目標年度2027）での評価点を基準とする。